

広島県農業関係施策検討会議運営要領

(平成17年6月16日制定)
(平成19年1月26日改正)
(平成20年4月1日改正)
(平成22年4月1日改正)
(平成23年4月19日改正)
(平成25年6月29日改正)
(平成26年4月28日改正)
(平成27年5月14日改正)
(平成28年5月26日改正)
(令和元年5月13日改正)
(令和2年5月19日改正)
(令和4年5月10日改正)

(目的)

第1条 広島県の農業関係施策の推進について、透明性を確保するとともに、各種施策と連携しながら適切かつ効果的に事業を実施するため、広島県農業関係施策検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審査検討する。

- (1) 日本型直接支払制度
 - ア 多面的機能支払交付金に関する事項
 - イ 中山間直接支払交付金に関する事項
 - ウ 環境保全型農業直接支払交付金に関する事項
 - エ その他制度に関する事項
- (2) 強い農業づくり総合支援交付金
 - ア 実施手続及び事業実施状況に関する事項
 - イ その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項
- (3) 消費・安全対策交付金
 - ア 事後評価に関する事項
 - イ その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項
- (4) 産地生産基盤パワーアップ事業
 - ア 実施手続等に関する事項

(委員)

第3条 会議の委員は9人以内とし、有識者、消費者、経済界等のうちから、農林水産局長が定める。

(会議)

第4条 会議は、農林水産局長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員の中から、農林水産局長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、その事務を掌理する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代行する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、販売・連携推進課、就農支援課、農業経営発展課、農業技術課、畜産課、水産課及び農業基盤課で処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、農林水産局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年6月16日から施行する。
- 2 広島県農業関係施策審査検討委員会設置運営要領（平成12年6月27日制定）は、平成17年6月15日をもって廃止する。
- 3 この要領は、平成19年1月26日から施行する。
- 4 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成23年4月19日から施行する。
- 7 この要領は、平成25年6月29日から施行する。
- 8 この要領は、平成26年4月28日から施行する。
- 9 この要領は、平成27年5月14日から施行する。
- 10 この要領は、平成28年5月26日から施行する。
- 11 この要領は、令和元年5月13日から施行する。
- 12 この要領は、令和2年5月19日から施行する。
- 13 この要領は、令和4年5月10日から施行する。